

## 補助金の対象となる施設等

### ○高齢者施設・事業所

#### ◆介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

#### ◆次に掲げる介護サービス（介護予防サービスを含む）を提供する事業所

訪問介護（第一号訪問事業を含む）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（第一号通所事業を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（第一号介護予防支援事業を含む）

#### ◆その他の高齢者施設

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

### ○障がい福祉施設・事業所

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター、小規模作業所、身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設